今月の

市長  コラム

互いを認め合い、共に暮らすまちへ

こんにちは。市長の藤本悦志です。

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。障害のある方への理解を深め、誰もが互いに尊重し合いながら暮らせる社会について考える大切な機会です。

昨年度に続き、市内の障害者就労施設を訪問し働く皆さんと交流する機会をいただきました。施設では、自動車部品の加工やクリーニング、資源のリサイクルなど、さまざまな仕事が行われています。一人一人が自分の力を発揮しそれぞれの役割を担いながら生き生きと仕事に取り組んでおられました。こうした仕事を通じて、人とのつながりが生まれ、日々の充実にもつながっていることを感じました。

また、施設で行われている仕事は地域の企業や暮らしを支える大切な役割も果たしています。皆さんの働く姿から、地域社会を支える存在として共に地域の発展を目指していきたいと思いました。



私が目指すのは「誰も置き去りにしない“あったかいまち”」です。障害の有無にかかわらず、一人一人の個性が尊重され、それぞれが自分らしく力を発揮できる地域社会をつくっていきたいと考えています。

そのためには、行政や福祉関係者だけでなく地域の皆さんが障害への理解を深め、互いを認め合うことが欠かせません。今回の特集が身近な地域で働く皆さんの姿を知り、障害への理解を深めるきっかけになればうれしく思います。

誰もが自分らしく、安心して暮らし続けられる安芸高田市を目指し、これからも一人一人に寄り添うまちづくりを進めてまいります。

国民年金のあれこれ

社会保険料として控除されます

納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合、日本年金機構から送付される控除証明書、または領収書の添付が必要です。申告まで大切に保管してください。

※「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携し、「ねんきんネット」で『電子送付を希望する』に登録している方には控除証明書は送付されません（マイナポータルの「お知らせ」にデータが送信されます）。

控除対象	その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料	
控除証明書送付時期	①1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した方	▶ 11月上旬発送
	②10月1日から12月31日の間に国民年金保険料を納付した方（①の対象者は除きます）	▶ 2027年2月上旬発送

控除証明書をマイナポータルで受け取れます

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書・公的年金などの源泉徴収票の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取れます。

〈詳しくはこちら〉
日本年金機構ホームページ ▶

問三次年金事務所　☎0824-62-3107

国保だより

資格を喪失した国保で受診した場合は国保負担分を返還してください

転出や会社への就職など、本市の国民健康保険から脱退しているにもかかわらず、本市の国民健康保険で医療機関などを受診した場合は、本市が負担した医療費（不当利得）を返還する必要があります。

■医療費と不当利得額

	2割～3割		7割～8割
一般的な診療	自己負担分		国民健康保険負担分 不当利得分（返還必要額）
高額療養費の支給を受けた場合	自己負担分	高額療養費制度支給分	国民健康保険負担分 不当利得分（返還必要額）

高額療養費の支給を受けた場合は、その額も不当利得に含まれるため、返還が必要です。

■手続き方法

1 本市へ医療費を返還
返還が必要な方には、お知らせと納付書を送付します。
納期限までに納付書記載の窓口で医療費を返還してください。

▼

2 受診時加入の保険へ医療費を請求
医療費を返還後、「診療報酬明細書（本市交付）」と「返還金の領収書（原本）」を用意して、受診時に加入していた社会保険などに申請、請求してください。
※申請に必要な書類は申請先に確認してください。

■不当利得を発生させないために

- 月途中の受診でも加入する健康保険が変わったら、医療機関にマイナ保険証や新しい資格確認書を提示しましょう。
- マイナ保険証は、新しい健康保険の資格情報の反映に数日かかります。新しい健康保険の加入手続き後、すぐに医療機関を受診する際は、「健康保険が変更になったこと」を受付で伝えましょう。
- 社会保険などに加入したら、早めに国民健康保険の資格喪失手続きを行いましょう。

問保険医療課　医療保険年金係　☎・お太助フォン 42-5619

健康づくりと介護予防 はつらつ健康教室

教室内容
健康づくりと介護予防のための筋力維持・強化運動

対象
65歳以上で、医師から運動制限を受けていない方

開催時間
13:30～15:30

申込　不要

参加費　無料

※水分補給のための飲み物を持ってきてください。
※美土里会場に参加する方は屋内シューズを持ってきてください。

〈12月の開催日程〉

マルシンクリスタルアージョ大ホール	9日（水） 25日（金）
八千代文化施設フォルテ文化ホール	23日（水）
美土里生涯学習センターまなび文化ホール	15日（火）
高宮田園パラッツォ大交流室	2日（水）
甲田文化センターミューズ多目的ホール	11日（金） 16日（水）
向原生涯学習センターみらい文化ホール	1日（火）

問健康推進課　健康推進係　☎・お太助フォン 42-5633